

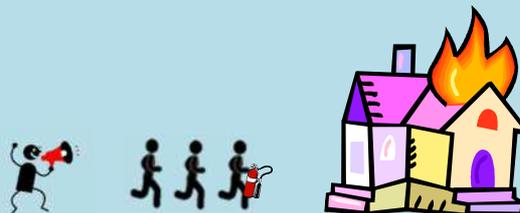
鹿の子台防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

令和 7 年 8 月作成

鹿の子台防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイド（例）を作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイド（例）に記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで防災訓練や話し合いを通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



1. 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難指示・高齢者等避難の情報が発令された場合。

2. 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

3. 役員参集場所等一覧

運営本部	鹿の子台地域福祉センター（ふれまち役員が LINE グループで連絡を取り合い必要があれば設置する）					
ブロック本部 （自治会単位）	設置しない（ふれまち協のホームページ上で安否確認する）					
防災資機材庫	北町コミュニティプラザ	地域福祉センター				
緊急避難場所 （屋内）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	指定 避難所
		土砂	洪水	津波		
	鹿の子台小学校				設置基準はLINEで連絡を取り合う。取れなければ自動参集となる	○
	北神戸中学校				運動場の一部は土砂災害警戒区域に指定されているので安全に注意してください	○
	北町コミュニティプラザ					
	南町自治会館					
緊急避難場所 （屋外）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	鹿の子台小学校グラウンド					
防災行政無線 保有者	鹿の子台地域福祉センター				小学校・中学校にもあり	

※ 「災害ごとの注意事項の見方」

- ・ 避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・ △：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・ ×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

4.鹿の子台防災資機材庫 保管リスト

鍵保管場所： 地域福祉センター：センター内
北町コミュニティプラザ：同上

防災倉庫鍵保管者：地域福祉センター：防災福祉コミュニティ役員
北町コミュニティプラザ：同上

用途	品名	規格等	地域福祉センター	北町コミュニティプラザ	計
消火用	放水用ホース	20m×40 mm	4	6	10
	消火栓開閉器具		1	1	2
	筒先		1	1	2
	消火栓ホース結合器具	アタッチメント付属	1	1	2
	水消火器		0	10	10
	消火栓開栓キー		1	1	2
	布バケツ		11	10	21
	消火訓練用的		0	3	3
救助用	バール		1	1	2
	ハンマー		0	5	5
	ボトルクリッパー		0	3	3
	折りたたみ式担架		1	1	2
	チェーンソー		0	2	2
	電造かなのこ		0	1	1
	グ LINE ダー		0	2	2
	スコップ		0	3	3
	ヘルメット		0	10	10
その他	救急箱		1	1	2
	避難リュック		6	0	6
	腕章		8	0	8
	拡声器		0	1	1
	マイク		0	1	1
	発電機		0	1	1
	懐中電灯		13	0	13

	品名	規格等	地域福祉 センター	北町コミュニ ティプラザ	計
	搬送用一輪車		1	0	1
	コードリール		1	4	5
	投光機一式		2	10	12
	投光機ランプのみ		0	4	4
	コンプレッサー		0	1	1
	誘導灯		0	20	20
	旗		0	1	1
そ の 他	ブルーシート		0	2	2
	オイル缶		0	1	1
	エンジンオイル		0	2	2
	ロープ		2	0	2
	延長コード		0	6	6
	水タンク		1	4	5
	タンクの蛇口		0	4	4
	チェーンカッター		0	1	1
	ガソリン携行缶		0	1	1
	灯油		0	1	1
	ジャンパー		11	0	11
	革手袋		0	0	0
	立て看板		0	7	7
	ベスト		15	0	15
	フットライト		0	0	0
ふっQ水栓ホース		2	0	2	
研修用ロープ		0	10	10	

災害時の行動

1. 風水害の場合

【災害発生前】

は、その行動が完了したら✓をつける。

文中注 ※ふれまち→鹿の子台ふれあいのまちづくり協議会
※防コミ→鹿の子台防災福祉コミュニティ

個人の行動

● 大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

● 警戒発令、高齢者避難発令の段階

- 高齢者避難が発令されたら、自主避難の準備をする。
(避難所に行くのと自宅にいるのとで、どちらが安全かを判断することはとても重要です)
- 土砂災害警戒区域の方は、できるだけ避難所に行くことが望ましい。
(避難所へ移動できる人は避難所に移動しましょう)

● 避難勧告、避難指示発令の段階

- 危険と思われたら、安全な場所へ避難する。
- 家の中が安全な場合は、2階へ避難する。
- 避難所へ避難の場合は飲料水や少量の食べ物などを用意する。

防災福祉コミュニティとしての活動

(1) 運営本部の立ち上げ準備

- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 基本的にはLINEのみで情報共有・相互協力を進める。
- 運営本部に集まった役員の中から統括防災リーダーを決定し、集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。

- 助けを必要とする人がいる場合は、LINE を通じて救援を求める。手助けできる人を LINE で募り、みんなで助け合う。
- 運営本部にはメンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。地域の地図、防災マップなどを配置する。
- 運営本部の設置が必要かどうかは、ふれまち役員が LINE で連絡を取り合って判断する。

(2) 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、固定電話、携帯電話、LINE 等により伝達し、各自治会長等と民生・児童委員が話し合って把握している状態にする。

(3) 災害時要配慮者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各自治会の役員等により避難誘導を実施する。（自治会長等を中心に手助けが必要なところの支援ができるようにする）

(4) 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

防災福祉コミュニティとしての活動

(1) 運営本部による指揮

- 基本的には LINE のみで情報共有・相互協力を進める。
- 運営本部の設置が必要かどうかを、ふれまち役員が LINE で連絡を取り合って判断する。運営本部の指揮は、防災福祉コミュニティが執る。
- 災害時要配慮者には基本的に自治会長等から連絡し、安否を確認する。
- 情報作戦班は、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、集まった人に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

(2) 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、固定電話、携帯電話、LINE 等により、各自治会長等に伝達する。
- 各自治会長等は、固定電話、携帯電話等で、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。LINE で行うことも想定しておく。

(3) 安否確認

- 各自治会長、民生・児童委員等に連絡を取り、災害時要配慮者の安否状況を確認する。

(4) 救出・救護

- 二次災害に注意しながら自治会単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
 - * 土砂は危険です。専門知識を持たずに救助をしようとすることは控えて下さい。もしも生き埋めの状態を見かけたら消防署に救援を求めてください。救援が来るまでの間、もしできることがあっても単独では動かないでください。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

(5) 区や消防署への連絡

- 被害情報や活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項や、避難者の人数などの情報を区役所等へ伝える。

(6) 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して、緊急避難場所・避難所を開設する。（防コミで余力のある人はそのお手伝いをする）
- 避難者名簿の作成に協力する。

2.地震の場合

【災害発生直後】

個人の行動

(1) 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオや携帯電話などで情報の確認。（自家用車のラジオを使うのも有効です）
 - * 携帯電話は通じにくい場合があります。スマホによるインターネットの活用なども検討して下さい。

防災福祉コミュニティとしての活動

(1) 運営本部の立ち上げ

- ふれまち役員が LINE グループで連絡を取り合い、被害の状況や救援の必要性などの情報を共有する。
- LINE で応答のあった役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- LINE による相談で運営本部の設置が必要となった場合は、統括防災リーダーが、防コミ役員を中心に、運営本部のメンバーを招集する。
- 統括防災リーダーが中心となって、LINE で応答のあった役員の中から、情報収集・伝達班安否確認班、救出・救護班などを、必要に応じて組織する。
- 運営本部にはメンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。
- 情報作戦班は、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、自治会や LINE グループに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 自治会の救援活動の人員が不足している場合は、LINE グループを使って人員を募集し、応答があった人に支援をお願いする。

(2) 自治会毎の災害対応

- 各自治会で防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「防火水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 運営本部のメンバーは、資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

(3) 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、携帯電話、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、LINE または伝令等により、各自治会長等に伝達する。
- LINE または伝令等により、各自治会長等から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
 - * 地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性が高いですが、スマホによるインターネットの活用（LINE 等を含む）はできる可能性があります。その場合はそちらを活用しましょう。
 - * 携帯電話等でも情報が得られず不安なときは、鹿の子台地域福祉センターに行きましょう。

(4) 安否確認

- 自治会長、民生・児童委員等に連絡を取り、災害時要配慮者の安否状況を確認する。

(5) 消火活動

- 各自治会単位で消火器具等を活用し協力し合って初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 現場で消火活動人員の割り振りをする。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

(6) 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、各自治会単位で防災資機材を使用し負傷者を救出する。
 - * 救出には車に積んであるジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

(7) 災害時要配慮者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要配慮者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

(8) 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

(9) 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿の作成に協力する。

3. 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

（1）役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

（2）避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮が必要。
- 災害時要配慮者への配慮が必要。要配慮者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要配慮者のための福祉避難室を設けるなどの対応（保健室の利用など）をする。
 - ※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切です。
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮が必要。（アレルギー等を持つ人にも配慮が必要）

（3）生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知が必要。（水、ごはん、罹災情報、お手伝いの情報等）

（4）防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。（パトロールは空き巣等の犯罪の抑止力になります！）

（5）みんなで決めたこと

- 運営本部を設ける時は、避難者等からの情報を集めやすいため、鹿の子台地域福祉センターを使うことにする。
- できるだけLINEによる連絡により協力し合い、安全に出来る範囲のことをする。（無理に危ないことをしない）
- もし役員たちで集まらなくても、LINEの連絡網は動かす。

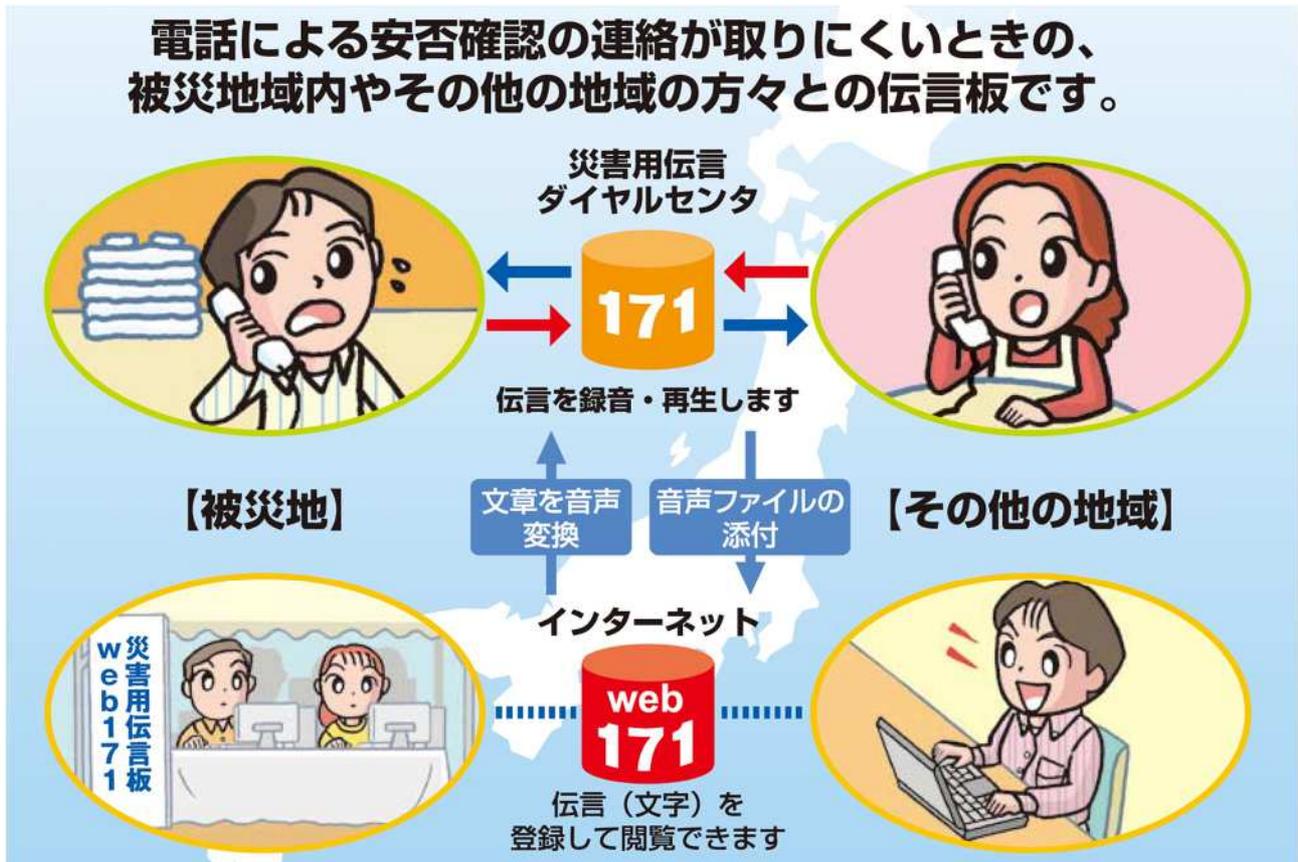
【参考】

避難情報の種類	
高齢者等避難 警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 □ その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難指示 警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> □ 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 □ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。 □ まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 □ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

災害用伝言ダイヤルが活用できます

電話で連絡がとれない方は、災害用伝言ダイヤルも活用できます。

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法

- 1 **171** にダイヤルする
▼ガイダンスが流れます
- 2 録音する場合は **1** 暗証番号を利用する録音は「3」
▼ガイダンスが流れます
- 3 () 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。
* 市外局番からダイヤルしてください。

伝言の再生方法

- 1 **171** にダイヤルする
▼ガイダンスが流れます
- 2 再生する場合は **2** 暗証番号を利用する再生は「4」
▼ガイダンスが流れます
- 3 () 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。
* 市外局番からダイヤルしてください。

家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 電話番号を入力
() 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。
* 市外局番から入力してください。
- 3 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください

閲覧方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 電話番号を入力
() 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。
* 市外局番から入力してください。
- 3 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください

災害用伝言ダイヤルは、体験利用ができます。

ご家族等で一度体験しておきましょう。

■ 体験利用日 毎月 1 日、 1 5 日の 00:00～24:00

正月三が日（1月1日、2日3日）の 00:00～24:00

災害ボランティア週間（1月15日9:00～1月27日17:00）

災害時要配慮者とは

災害が発生した場合に、安全に避難できない方、または避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方。

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

連絡先（電話番号）

鹿の子台地域福祉センター	078-952-0106
北消防署	078-591-0119
北消防署 北神分署	078-981-0119
北神区役所	078-981-5377
北区役所（代表）	078-593-1111
有馬警察署	078-981-0110
鹿の子台小学校	078-952-1720
北神戸中学校	078-951-0821

○鹿の子台おたすけガイド作成のお手伝いをしたところ
合同会社人・まち・住まい研究所（電話番号：078-436-2120）